

津山圏域資源循環施設組合公告第2号

平成24年6月27日

津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業に係る総合評価一般競争
入札公告（修正公告）

平成24年1月31日付け、津山圏域資源循環施設組合公告第2号で公告した津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業に係る要求水準書の一部を次のとおり修正する。

津山圏域資源循環施設組合 管理者 宮地昭範

津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業要求水準書（第二編 運営・維持管理編）
第5章5を次のように改める。

5 搬入廃棄物の性状分析

事業者は、本施設に搬入された廃棄物の性状について、定期的に分析・管理を行うこと。なお、分析項目、方法、頻度については、「昭和52年11月4日環整第95号」に規定する項目・方法・頻度を満たすものとする。

また、分析する項目のうち、バイオマスを変換して得られる電気量の算定に必要な項目は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第8条第2項第3号イに規定する頻度を満たすものとする。